（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

ｃ）関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

ｄ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ｅ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ｂ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ）設計共同体　上記ア）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年７月26日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から利根川水系洪水予測システム構築業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

２）技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書（共通事項）参照）

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　参加表明者の経験及び能力

⑵　配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定技術者の経験及び能力　継続教育取組実績、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優良表彰

⑵　業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他　業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性、その他代替案や重要事項の指摘

⑶　特定テーマに関する技術提案

5　手続等

⑴　担当部局（説明書の交付場所、参加表明書の提出場所、技術提案書の提出場所）
〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　国土交通省関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　ＴＥＬ048―601―3151㈹ＦＡＸ048―600―1370

⑵　電子入札システム　本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑶　説明書の交付期間等
交付期間：平成30年７月26日から平成30年10月４日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時15分から17時00分まで（最終日は16時まで）。
受付期間：平成30年７月26日から平成30年10月４日までの休日を除く毎日、９時15分から17時00分までとする。
交付方法：電子入札システムにより交付する。但し、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を持参又は郵送することにより電子データの交付を行うのでその旨を担当部局まで連絡すること。持参による場合は、担当部局に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、担当部局に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封し郵送すること。

⑷　参加表明書の提出期限等
提出期限：平成30年８月10日16時00分。但し、紙入札方式による場合は同日の17時00分。
提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

⑸　技術提案書の提出期限等
提出期限：平成30年10月４日16時00分。但し、紙入札方式による場合は同日の17時00分。
提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除。

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　関連業務を随意契約する予定の有無　無。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。

⑹　参加資格の認定　２⑴１）ア）ｂ）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も５⑷により参加表明書を提出することができるが、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
また、２⑴１）イ）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。

⑺　その他　詳細は業務説明書（共通事項）及び業務説明書（個別）による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Tone River water system flood prediction system construction

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 10 August 2018 (by bringing, mail, facsimile, or E-mail : 5 : 00 P.M. 10 August 2018)

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 4 October 2018 (by bringing, mail, facsimile, or E-mail : 5 : 00 P.M. 4 October 2018)

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin, Chuou-ku, Saitama City, Saitama 330―9724. TEL : 048―601―3151 FAX : 048―600―1370

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

利根川水系洪水予測システム構築業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年７月26日

関東地方整備局長　泊　　宏

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　業務概要

⑴　業務名　利根川水系洪水予測システム構築業務

⑵　業務内容
・計画準備
・資料収集整理
・河川水位予測プログラムの作成
・河川水位予測シミュレーション
・河川水位予測プログラムのインストール・動作確認
・表示システムへの対象河川の登録のための各種データセットの作成
・表示システムのインストール・対象河川の登録・動作確認
・統合管理システムのインストール
・保守手順書の作成
・報告書作成

⑶　履行期間　履行期間は、以下のとおり予定している。平成30年11月（下旬）から平成31年６月20日まで